

第4回野生動物対策検討委員会の会議概要 (職域総合部会個別委員会)

I 日時 平成21年12月8日(火) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員】 委員長 鈴木正嗣 岐阜大学応用生物科学部教授
副委員長 山口剛士 鳥取大学農学部教授
進藤順治 北里大学獣医学部教授
須藤明子 株式会社イーグレット・オフィス専務取締役
福井大祐 旭川市旭山動物園飼育展示係長
皆川康雄 野生動物救護獣医師協会副会長
森光由樹 兵庫県立大学森林動物研究センター専任講師

(欠席委員) 小泉透 独立行政法人森林総合研究所野生動物研究領域長
東海林克彦 東洋大学国際地域学部教授

【環境省】 徳田裕之 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室鳥獣専門官

【日本獣医師会】 山根義久(会長)
大森伸男(専務理事・職域総合部会長)、ほか

IV 議事

- 1 委員長・副委員長の選任
- 2 日本獣医師会における野生動物対策検討の経過と対応状況
- 3 今期委員会の検討内容

V 会議概要

(1) 大森専務理事から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

ア 本会では、これまで約10年にわたって野生動物に係る検討を重ねてきた。この間に動愛法の改正、外来生物法の制定等の動きがあり、野生動物をめぐる環境も変化してきている。

イ 近年、世界各国で「保全医学」という概念が提唱されている。この考え方を野生動物対策にどのように反映させるべきものなのかについては無視することはできず、我が国の野生動物対策の現場の現状を踏まえ、どのように咀

嚼し、また取り入れるべきところほどのように取り入れていくかということについて検討する必要がある。

- ウ 生物多様性の保全や鳥獣被害対策等、野生動物対策を巡る課題は多岐にわたるが、人と動物の共生社会の実現こそが獣医師・獣医師会が目指すべき方向性である。その一環として、野生動物対策分野においても獣医師がどのように社会貢献できるかということが、今後の検討の中で具体的施策とともに示されることを期待する。

(2) 委員及び出席者の紹介が行われた。

(3) 環境省徳田専門官から、大要以下の挨拶があった。

日ごろから皆様には業務へのご理解とご協力をいただき感謝する。獣医師の皆様のご協力なくして施策の実行はあり得ないと実感している。昨今人間と野生動物の間の軋轢が色々と取り沙汰されているが、環境省としても、農林水産省、厚生労働省とともに、諸課題の解決に向け努力を続けている。今後ともご協力をお願いしたい。

1 委員長・副委員長の選任

委員長及び副委員長の選任について諮られ、全会一致により委員長には鈴木正嗣委員が、副委員長には山口剛士委員が選任された。

2 日本獣医師会における野生動物対策検討の経過と対応状況

(1) 事務局から、平成12年の野生動物対策委員会設置からこれまでの本会における野生動物対策に関わる検討と対応の経過等（委員会報告の内容と対応する要請活動等の経過等）について資料に基づき説明された。

(2) 内容について、以下の質疑応答が行われた。

ア 「委員会の名称や所管する部会等が変わっているのはなぜか」との質問に対し、大森専務理事から、「平成12年当時は職域別部会制が発足しておらず、その後、本委員会は職域別部会制の発足と同時に小動物臨床部会の個別委員会として位置づけられたが、野生動物対策は小動物分野だけに関わる問題ではなく、分野横断的に、獣医師の果たすべき役割とともに検討すべきとの観点から、現在は職域総合部会への位置づけがなされている。委員会の名称については、役員及び部会委員会委員の改選により、新たな委員会が組織される都度、その時々を検討テーマをもとに決定しているものである。」と説明された。

イ 「これまでの検討の中で提起されている「野生動物対策専門職」とは何か」との質問に対し、大森専務理事から「行政における野生動物対策を担う専門職とのイメージである。今後その必要性等に関する議論を深め、社会的認知を高めていくことが課題である。6年制となって久しい獣医学教育のカリキュラムの中で、獣医師が野生動物対策の専門職たり得るためのカリキュラムがほとんどの大学で整備されていない現状

もある。」と説明された。

- (3) 鈴木委員長から、獣医学教育における野生動物対策分野の取り扱いについて、現在関係者間でコアカリキュラムの検討を進めていることが紹介された。

3 今期委員会の検討内容

- (1) 鈴木委員長から、今期委員会の検討テーマとして「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方―①野生動物対策における獣医師の役割等の社会提言、②O I Eによる野生動物疾病調査支援など―」が示された。

- (2) 検討に当たり、大森専務理事から取りまとめの方向性等について説明された。

ア 今期の委員会では、これまでの本会における野生動物対策に関わる検討の集大成として、過去の委員会報告を再構築するとともに保全医学の概念を取り入れた形での報告を取りまとめ、社会提言としてマスメディア等を含めて広報していくことを考えていきたい。

イ 内容は、①野生動物対策に係る獣医師の役割と位置付け、②これからの野生動物対策の在り方、③行政、獣医師会、関係団体等との連携の在り方等を主眼に、各検討項目について行政関係者や専門家向けに取りまとめていただきたい。

ウ 「保全医学」については、この言葉に縛られる必要はないが、考え方を取り入れた上で獣医師会としてのあるべき対応を検討し、生物多様性の保全、獣医師の関わり方等の内容を通じて人と動物の共生等に寄与する獣医師会活動について取りまとめをお願いしたい。

- (3) 会議資料「野生動物対策検討委員会報告取りまとめの骨子(素案)」が示され、内容について以下の意見交換が行われた。

ア 先ずは報告書の目的、方向として「生物多様性の保全」を掲げることが大切である。

イ 保全医学について検討を行うに当たり、適切な人材があれば、一方の専門家である医師からも意見を聞きたい。

ウ 保全医学の概念はまだ新しいものであり、1990年代以前に大学教育を受けた獣医師には全くなじみのないものである。現場における世代間のギャップを埋めることも獣医師会の大切な役割であり、報告の取りまとめに当たっては、できる限りわかりやすく解説することが必要である。

エ 獣医師が果たすべき役割や獣医師にできること、保全医学の定義など、基本となる事柄については報告書の冒頭部分で解説する必要がある。

オ これまで「人道性と公益性」という用語が用いられてきたが、今後の協議においては「生命倫理と環境倫理」の用語を用いたほうが、理念を明確にできる。

カ 生物多様性の保全には、獣医師の関与が不可欠であり、①行政としての対応、②獣医師会等の業界・団体としての対応、③個々の臨床獣医師としての対応のそれぞれの視点で考える必要がある。その中でも、特に臨床獣医師の理解を得ることが重要である。

- キ 一般の開業獣医師にとって、診療活動と経済活動は同義である。その中で、なぜ獣医師が野生動物の診療に係らなければならないかということを説明する必要がある。
- ク 臨床獣医師が「生物多様性」や「環境倫理」等に常に思いを巡らせることは困難である。日本獣医師会として考え方を明示する必要がある。
- ケ 獣医師の各職域分野において、野生動物対策・保全医学とどのように係るべきかについて報告の冒頭部分で方向性を示すべき。
- コ 取りまとめ骨子の野生動物による被害等の記載における、「破壊」の用法については再検討する。
- サ 一般市民向けとしても、野生動物はペットの延長ではないことを説明することが重要である。「野生動物とのふれあい」などをうたった活動も散見されるが、本来野生動物とふれあうべきではない。餌付けの是非の問題等、個別に検討する必要があるが、人と野生動物との距離が近くなりすぎるもののリスク、遠くなりすぎることによる生態系バランスの崩壊等、様々な局面における適切な行動指針を示すことが必要である。
- シ 首都圏都市部では、開業獣医師に持ち込まれる救護個体が年間約 2,500 件に上る。このことは、共通感染症をはじめとするリスクを市民に押しつけていることに他ならない。野生動物にむやみに触れないことを言うならば、あわせて通報のシステムや専門職による救護体制等の整備が行なわれていることが必要であり、この点について必要な提言を盛り込むことが必要である。
- ス 野生動物救護は、生命を救う側面がクローズアップされがちであるが、さらに大きな役割にモニタリングがある。異常の早期発見と早期対応が人の社会生活を守る上でも環境を守る上でも大切であり、この点を十分に踏まえた視点で検討を進めていくことが必要である。
- セ これまで、生物多様性や環境倫理の視点を欠いて、ただ闇雲に動物の救護を進めてきた地域等があることも確かだが、その活動を批判することはできない。獣医師会としてあるべき方向性をわかりやすく示し、広報・普及して理解を得る努力を続けることが大切である。
- (4) 獣医学教育における野生動物分野の状況について、委員長から文部科学省における獣医学教育の改善。充実に関する調査研究協力者会議（第6回）資料が示され、野生動物に係る教育体制が不十分であることが説明された。
- (5) 日本獣医師会雑誌バックナンバーから、関連記事として「保全医学への取り組みと獣医師の果たす役割～獣医学から見た『ひとつの世界、ひとつの健康 (One World , One Health)』～」（村田浩一, 日獣会誌, 62, 666-669）及び「野鳥の鳥インフルエンザ対策に関し行政当局及び獣医師会に期待すること」（石橋徹, 日獣会誌, 62, 849-854）が紹介された。
- (6) 委員長により今後の取りまとめに関して以下の点が示され、了承された。
- ア 報告書全体を流れる基本的方向性として「生物多様性の保全」を掲げる。

- イ まず、「野生動物」という言葉の定義について、わかりやすくまとめる。
- ウ 各地の現場における対応やシステム作りにおけるガイドラインとなり得る内容とする。
- エ 保全医学と動物救護との関係について、曖昧にすることなく検討したうえで、従来の「人道性と公益性」という表現を「生命倫理と環境倫理」という表現で置き換えて説明する。
- オ 生命倫理と環境倫理の両立ジレンマについて、これまで「調和」という表現としていたところについては、「峻別」という表現も併用することにより、明確に記載する。
- カ 野生動物救護活動の努力を続けてきた関係者に対する配慮として、未整備な救護体制の中で野生動物救護が行われている現状において救護そのものを否定する表現とならないように留意し、リスクの明示と行動規範の提示にとどめることとする。

VI まとめ

- 1 委員会の協議課題案については本日の検討を踏まえて委員長、副委員長及び事務局において再構成の上、今後項目別に委員の中から担当者を決定して担当者を中心に取りまとめを進めることとされた。
- 2 山根会長から、会議への協力に対する謝意とともに、「野生動物と人との係りについて、獣医師会として一定の方向性を示せるように委員各位のご協力をお願いしたい。野生動物なくして人類の生活はあり得ない。有害鳥獣対策等様々な課題があるが、人と動物の共生社会の実現のため、今後とも皆様のお知恵をお借りしたい。」旨挨拶され、会議を終了した。